

み の り
 川崎市農政情報誌
 農の達人

発行 川崎市都市農業振興センター
 〒213-0015 川崎市高津区梶ヶ谷 2-1-7
 電話 044-860-2462
 FAX 044-860-2464
 E-mail 28nogyo@city.kawasaki.jp



“農用地利用集積計画”で行う農地の貸し借りについて

農地の貸し借りを行うには、次の3つの手続き方法があります。

- 1 農地法に基づく農業委員会の許可
- 2 市町村が作成する“農用地利用集積計画”の公告
- 3 農地中間管理機構が作成する“農用地利用配分計画”の公告

今回は上記のうち2の、川崎市内で現在約^注6.2ヘクタールの貸し借りの実績がある“農用地利用集積計画”で行う農地の貸し借りを紹介します。

【農用地利用集積計画とは】

市町村が農地に利用権等（貸し借り等）を設定する計画を作成し、その計画を農業委員会の決定を経て公告することにより、農地法の許可を受けることなく、農地の利用権設定等（貸し借り等）が行われる仕組みです。

【対象】

市街化区域以外の農地（本市の場合、市街化調整区域の農地）

【特徴】

- 貸し借りの期間が満了すれば、確実に農地を返してもらえるので、安心して貸すことができます（貸し借りは、期限がくれば自動的に終了します）。
農地法の賃貸借とは異なり、中途解約の場合を除き、合意解約等は必要ありません。
- 利用権の再設定により継続して貸し借りができます。
- 相続税・贈与税の納税猶予を受けた農地も、市街化区域を除いて、一定の要件のもとで猶予が継続します。ただし、平成 21 年 12 月 14 日以前に猶予を受けた農地を利用権設定すると、要件が 20 年営農継続から終身に変更されるので注意が必要です。
- 農地の出し手や受け手は、契約書の作成や農地法の許可申請が不要になります。

農用地利用集積計画の流れ



注：平成 29 年 3 月末時点の利用権設定面積。

援農ボランティア（有償）のお知らせ

食べ頃ですよー！



分かっているけど
私一人では
採りきれないなあ…



人手不足にお悩みではありませんか？ そんな時はぜひ、援農ボランティアをご活用ください。

【援農ボランティアとは】

農業技術支援センターが神奈川県・JAセシサ川崎・同そ菜部・果樹部の協力を得て実施しました「かわさきそだち栽培支援講座」の修了生による援農グループです。繁忙期の作業手伝い等、援農を希望される方はぜひご検討ください。

【お申し込み方法】

農業技術支援センターあてに求人票をFAXまたは電子メールにてお送りください。作業内容・条件（賃金等）などの交渉ののち、援農を行います。

（求人票の請求・相談・問合せ先） 農業技術支援センター

電話 945-0153 FAX 945-6655

メールアドレス 28nougic@city.kawasaki.jp

7月から、川崎市の農業委員会が変わります

法律の改正に基づいて、平成29年7月19日から、川崎市農業委員会の体制が変わります。農業委員が14人（現行25人）となり、委員会の中に農地利用最適化推進委員（推進委員）6人が新設されます。

両委員の募集は2月に締め切っており、農業委員は市議会の同意を得て市長が任命し、推進委員は農業委員会が委嘱します。

新しい農業委員会は、これまでの農地法などによる法令業務に加えて、主たる任務として「農地利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）」が位置付けられました。そのために主に現場活動を担う委員として推進委員が新設されるのです。

川崎市農業委員会のこれからの活動に、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

（問合せ先）農地課審査係・農業委員会事務局 電話 860-2461

「かわさきの農業」に関する情報は、ホームページでもご案内しています。

川崎市ホームページのトップページから[かわさきの農業](#)で検索！

認定農業者になってチャレンジ！

農業担い手経営高度化支援事業の御案内

川崎市は、農業の担い手である認定農業者等の方に対し、農業経営改善計画を達成するための設備投資等を支援します。平成 29 年度の補助事業について、次のとおり募集します。

対象となる方 認定農業者等（認定農業者又は交付決定までに認定を受ける方）

対象となる事業 ○対象事業が農業経営改善計画において計画されていること

○次のいずれかに該当する設備投資等の事業

新技術

作目転換

流通対策

土地・労働生産性の向上

六次産業化

補助の内容 補助率：補助対象経費の 2 分の 1 以内

限度額：300 万円以内

募集期間 平成 29 年 4 月 5 日（水）～5 月 10 日（水）（予定）

交付決定 募集締め切り後、有識者等による審査会を経て選定

募集の詳細は、下記までお問い合わせください。（市ホームページにおいて 3 月中に掲載します。）

（問合せ先）農業振興課振興係 電話 860-2462

重要！

**電気さくを正しく設置し、
有害鳥獣による農業被害を減らそう！**

有害鳥獣から農作物を守る方法として、電気さくによる防除があります。

電気さくの設置により農業被害を減らすことができますが、地形や獣類に合った設置をすることによって効果がより高まります。

また、電気さく付近に雑草や落ち枝などがあると、漏電や破損などが起き、事故につながる可能性があります。定期的に草刈を実施し、電気さくが壊れていないか確認するようにしましょう。

「電気さく」を設置する際の注意点

家庭用電源から直接、電気さくに電気を供給させることは絶対に行わないでください。

人や家畜を死傷させる事故につながるおそれがあります。



●漏電遮断機の設置

電気さくを人が容易に立ち入る場所に設置する場合は、漏電による危険を防止するために漏電遮断機を設置する必要があります。

●電気さく用電源装置の使用

感電により人に危険を及ぼすおそれのない電気さく電源装置を用いる必要があります。

●開閉器の設置

電気さくに電気を供給する回路には、事故等の際に電源から解放できるように、開閉器を設置する必要があります。

●危険である旨の表示

電気さくを設置する場合は、適切な位置や間隔、見やすい文字で危険である旨の表示を行う必要があります。

（問合せ先）農業振興課振興係 電話 860-2462

平成29年度 生産緑地追加拡大指定 申し出受付します！



今年も例年同様、生産緑地地区の追加指定の受付を開始します。

生産緑地地区に指定されると…

- 固定資産評価が市街化調整区域内農地並みになります。
- 相続税の納税猶予制度を利用することができます。

※詳しくは最寄りの市税事務所（固定資産税）、税務署（相続税）にお問い合わせください。

生産緑地地区の指定には、公道に接している面積 500 m²以上の一団の農地であることのほか、様々な基準を満たす必要があります。

追加指定を希望される方は、受付期間内に都市農業振興センター農地課にご相談ください。なお、ご来所の際は、申出地がわかる図面等をご持参ください。

受付期間 平成29年3月27日（月）～4月27日（木）（土曜日及び日曜日を除く）
時 間 午前9時～正午、午後1時～4時
場 所 川崎市都市農業振興センター農地課保全係
（所在：川崎市高津区梶ヶ谷2-1-7 JAセシサ梶ヶ谷ビル2階）

◆申請までの手順

- (1) 追加指定の相談、指定基準の説明、申出様式の配布、提出書類の案内
- (2) 申出の受付

2度お越しいただくこととなります。ご相談はお早目をお願いいたします。

☆ 生産緑地の標識補修についてのお願い ☆

現在、経年劣化により文字が読み取れなくなった生産緑地の標識の補修を、順次行っております。補修シートを用いた軽易な作業のため、ご連絡せずに一部農地に立ち入らせていただく場合がございますが、ご理解ご協力をお願いいたします。

（問合せ先）農地課保全係 電話 860-2461